令和3年度みえ旅周遊促進キャンペーン業務仕様書

Ⅰ 業務の目的

当該業務は、新型コロナウイルス感染症により、甚大な影響を受けている県内観光関連産業の早期回復を図るため、県が現在実施している「答えてラッキー!スマホでみえ得キャンペーン」**(以下、「みえ得キャンペーン)の仕組みを活用し、県内で宿泊、周遊する観光客を対象としたキャンペーンを実施することで、県内周遊を促進させ、県内観光関連施設における消費を拡大することを目的に委託するものです。

※「答えてラッキー!スマホでみえ得キャンペーン」事業とは、みえ観光の産業化推進委員会(以下、当委員会とします。)が、国内及び国外の本県への旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげることを目的として、令和元年8月8日より実施している事業です。なお、事業の概要や具体的な協力施設などについては、三重県観光連盟公式サイト「観光三重」内の「スマホでみえ得キャンペーン」にかかるページをご覧ください。

2 委託業務の内容

(1)委託業務名

令和3年度みえ旅周遊促進キャンペーン業務

(2)委託期間

契約締結日から令和4年3月25 日(金)まで

(3)委託業務の内容

「みえ旅周遊促進キャンペーン」(仮称)(以下、キャンペーン)を実施し、三重県内の 宿泊や観光地の周遊を促進させ、県内観光関連施設における消費を拡大する仕組み の企画・提案を行うこと。なお、運営にあたっては以下を実施すること。

ア 県内観光関連施設利用者を対象としたキャンペーンの実施

- ・ キャンペーンの実施にあたっては、他の観光関連事業と併せ、宿泊や周遊を促進させ、県内観光関連施設における消費拡大につながる仕組みを企画・提案すること。
- キャンペーン参加施設は、みえ得キャンペーン参加事業者を対象とすること。
- ・ キャンペーン事務局を設置し、キャンペーンに関する各種問合せ等についてはキャンペーン事務局で対応すること。
- ・ キャンペーン参加施設に対し、キャンペーン内容の説明、周知を行うこと。また、周知、説明に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、キャンペーン説明用のマニュアルや動画の作成、問い合わせ窓口を設置し対応すること。
- ・ キャンペーンについては、7月中旬から開始することとし、約 6 ヶ月程度旅行需要を喚起するような取組を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、実施時期は柔軟に対応すること。

· その他、必要に応じて委員会事務局と協議の上、業務を実施すること。

イ システム運営

- ・ キャンペーンは、みえ得キャンペーン*のシステムを活用した仕組みとすること。 ※事業の概要や具体的な協力施設などについては、三重県観光連盟公式サイト「観光三重」内の「スマホでみえ得キャンペーン」にかかるページをご覧ください。
- ・ キャンペーンの結果を集計・分析した上で、業務完了報告書を作成すること。

ウ キャンペーンのプロモーション

- ・ キャンペーンの実施・内容等を広く周知するとともに、多くの方の興味・関心を引くような効果的なプロモーションを図ること。
- ・ プロモーションツールを作成し、キャンペーンの周知を行うこと。
- ・ 情報の発信にあたってはWebサイトを制作すること(既存のWebサイト内に特設サイトを設置することでも構いません。)。

エ その他留意事項

- ・ 各種統計やそれぞれが保有するビッグデータ、マーケティング等に基づき、想定される効果、検証可能な数値目標を設定するとともに、それらを設定した根拠や理由を明示すること。
- ・「Go Toトラベル事業」等の国の事業が実施されている場合は、国の事業との連携も視野に入れること。
- ・ 県が実施する他の観光プロモーション事業や県内観光関係産業の支援事業との 連携を図ること。
- ・ 情報発信やプロモーションだけでなく、実際に施設の利用や周遊を促進するととも に、再来訪を促す提案とすること。
- SNS を有効に活用すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況などをふまえた提案とすること。
- 実現可能な提案とすること。
- ・ 県内市町や観光関係団体などとの連携を図ること。
- ・ 保守・管理費が発生する場合は、委託期間での計算とすること。
- · 事業の実施に際し、実施主体である当委員会と協議する余地があること。

(4)納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面 印刷) I部(提出時期:委託業務完了時)
- イ 2(3)の取組で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)
- ウ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- エ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(5)納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局 (三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)

(6)納入期限

令和4年3月25日(金)

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介 入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある 場合は、委員会と協議を行うこと。
- (2)契約締結権者は、受託者が(I)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の 終了後5年間保存してください。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払う ものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをす ることができるものとします。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った ときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県 個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してく

ださい。

- ・ 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応してください。
- ・ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容 については、当委員会と協議して実施するものとします。